

平成23年度第1回猪名川・藻川河川保全利用委員会 議事概要

日 時：平成23年8月22日（月） 14時00分～16時00分

場 所：猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者 （委員）4名：綾委員長、片寄委員、亀井委員、服部委員
（オブザーバー）9名：大阪府、兵庫県、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市
（代理出席を含む。）
（河川管理者）5名：谷川事務所長、綾木副所長、山口副所長、
松寺占用調整課長、三谷占用調整係長

傍聴者 4名

[議事概要]

1. 報告事項

- (1) 平成22年度猪名川・藻川河川保全利用委員会の議事概要を事務局から説明した。
- (2) 平成22年度審議案件の許可更新に関して事務局から報告した。
- (3) 平成23年7月25日、27日にわけて委員が実施した現地調査の状況を事務局から報告した。

2. 審議事項

- (1) 委員会規約の改正（委員会委員名簿等の一部変更）
 - ・委員の交代と、オブザーバー（関係行政機関）の組織変更について、事務局より説明し、了承を得た。
- (2) 個別占用案件の審議

平成23年9月30日に占用の許可期限を迎える尼崎市の占用案件、おおぞら広場の許可更新について審議され、次に示す意見がとりまとめられた。

 - ・道路と広場の整備で、まちの空間としては良いものになった。夕陽をみるのにも適した場所である。都市的な景観を楽しめる公園として計画を立案することも考えられる。
 - ・草の生え方などをみると、放置され、さびれた公園のような印象をうける。積極的に植生の管理をされたい。その際には管理目標をたてて、管理していくべきである。
 - ・スケートボードの用具（ジャンプ台）が放置されている状況があり、きちりした管理体制をとっていただきたい。

(3) 猪名川・藻川河川保全利用憲章とチェックリストについて

1) 憲章について

- ・ 憲章の基本的な考え方について委員会の了解を得た。
- ・ 前文の文言は、委員が別途議論して、最終案を作成することとなった。

2) 憲章の策定について

- ・ 事務局案どおり、委員会が憲章(案)を定め河川管理者が一般からの意見を聴取した後、憲章を制定する手続きが了承された。

3) チェックリストについて

- ・ チェックリストの(案)のうち、A-1の「環境への配慮」を「生物多様性への配慮」に変更する。
- ・ 上記の変更を加えた上で、チェックリストを審議資料として運用していくことが了承された。

(4) その他

- ・ 河川ではこれまで希少生物に対する保全を重点的に取り組んできたが、今後は外来種対策も十分考慮するべきであると思う。
- ・ おおぞら広場は尼崎市の名所になる可能性があるところであり、近傍の島の環境を河川管理者と市民が一緒になって変えていくことで、よりよい場が出来る。積極的に取り組んでほしいと思う。

3. 一般傍聴者からの意見はなし